

## 確認申請書等の様式変更のお知らせ

令和6年4月1日より、国土交通省の規則改正に伴い、確認申請書、変更確認申請書の第四面が下記の通り一部変更となります。(赤字部分)

経過措置として改正前の様式は当分の間、取り繕って使用する事ができますが、新様式への切り替えを、よろしく願いいたします。

新様式は弊社ホームページに掲載します。

(第四面)

### 【5.主要構造部】

- 耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合)
- 耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合)
- 建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
- 準耐火構造
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロ-1)
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロ-2)
- その他

### 【6.建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
- 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
- 建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造
- 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
- その他
- 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

ご不明な点等については弊社社員にお問い合わせください。  
株式会社ぎふ建築住宅センター  
令和6年3月